

昭和二十七年四月八日受領  
答 弁 第 二 七 号

(質問の 二七)

内閣衆質第二七号

昭和二十七年四月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員竹村奈良一君提出不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹村奈良一君提出不完全保有農家の主要食糧保有量に関する質問に対する答弁書

一 不完全保有農家の保有米の消費に関する指示は、政府より各都道府県知事に対して指示したものであるが、これは従来からの不完全保有農家の米麦あわせての消費基準量一人一日当り平均三合五勺を変更したものであるが、その内訳としての米と麦の消費区分を明らかにしたものにすぎない。

二 不完全保有農家の保有食糧消費量は、米麦あわせて三合五勺と定められているが、その中米麦の消費率は、一応その保有率に應ずるもので、各農家の保有状況によつて全く区々であつたのであるが、これを全国的に整理したものであつて、米麦あわせての三合五勺の消費量を切り下げたものではない。また、米喰率の切下げになるかどうかについては、この措置によつて不完全保有農家から現有の保有米を供出させる訳ではなく、従来、米麦あわせてそのいずれか保有している間は主食の配給を行わなかつたのに對して、麦類しか保有していない者に対しては米穀の配給を行い、消費の合理化を行うものであり、不

完全保有農家の米喰率を切り下げたものとは必ずしも言えない。

三 農繁期加配については、目下検討中である。

四 消費者に対する米の配給量については、現行程度の配給を維持するよう努力いたしたい。

右答弁する。